

高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】

この用紙は、新たな受給期間である「令和5年7月～令和6年6月まで」に高等学校等就学支援金の受給申請の意向を確認するものです。申請の有無にかかわらず、すべての方に提出していただく必要がありますので、提出期限までに必ず提出してください。

令和 年 月 日

英明高等学校長 様

注 保護者による代筆も可能です。

ふりがな			
生徒氏名	姓		名

次の□のいずれかに、チェック☑してください。

1 就学支援金の受給要件を満たすので、

収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出します。

○次の3つの書類を、封筒に入れて、提出期限までに学校へ提出してください。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

②収入状況届出書（引き続き申請する場合）

又は受給資格認定申請書（新たに申請する場合）

※ 収入状況届出書・受給資格認定申請書ともに様式第1号です。

③保護者等の個人番号通知カード等の写し

2 就学支援金の受給要件を満たさないので、

収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出しません。

○次の書類を、封筒に入れて、提出期限までに学校へ提出してください。

・高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

※ 既に認定中の者で、提出しなかった場合は、支払の一時差止となります。

2校以上の学校に在学している場合で、他の学校で高等学校等就学支援金を受給する場合は、以下の右欄にチェックをしてください。

他の学校で高等学校等就学支援金を受給しています。

★ 就学支援金の申請をしない場合、又は申請しても資格が認められない場合は、受給できません。

★ 就学支援金は返済不要です。

★ この申請以降において、保護者等の収入状況が変更した場合（再婚、結婚、離婚、市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額が変更した場合等）は、受給条件等が変更する可能性もありますので、必ず学校に連絡してください。

次の事項を確認の上、□にチェック☑してください。

この制度において、収集する個人情報を高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金）に利用することに同意します。

（ 年 組 番 ）

様式 1

様式第 1 号 (その 1) (第 3 条第 1 項並びに第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項から第 3 項まで関係)

年 月 日

香川県知事 殿

高等学校等就学支援金

- 受給資格認定申請書 (初回時)
高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書 (2 回目以降)
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の 2 つの □ のうち、いずれかの □ にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の □ にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	(西暦)	年	月	日
生徒の住所	〒			
	都道 府県		市区 町村	
保護者等の電話番号				
保護者等の電子メールアドレス				
生徒が在学する学校の名称	私立英明高等学校			

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は記入不要です。)

- ※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 - ・ 高等学校等 (修業年限が 3 年未満のものを除きます。) を卒業又は修了した者
 - ・ 高等学校等に在学した期間 (定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を 1 月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。) が通算して 36 月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

① 現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 英明高等学校 私立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校・全日制・普通科
② 過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

(年 組 番)

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ※控除対象配偶者も提出が必要です。 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合				
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)				
		<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
<input type="checkbox"/>	イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等				
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)				
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）				
		<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合				
<input type="checkbox"/>	イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等				
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等				
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。						
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合				

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

ふりがな		生徒との続柄
氏名	姓	名
生年月日	(西暦)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		

ふりがな		生徒との続柄
氏名	姓	名
生年月日	(西暦)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。		

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、「日本国内に住所を有していない。」の□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区
<input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区
<input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

香川県私立高等学校入学金軽減補助金受給資格認定のために、高等学校等就学支援金制度の認定結果を、学校法人に提供することに同意します。
(進級する生徒や専修学校、各種学校の場合はレ印不要)

※高等学校等就学支援金制度には、香川県私立高等学校等学直しへの支援金制度及び香川県特定私立高等学校生就学補助金制度を含みます。

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されること

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

様式 1

様式第1号(その1) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係)

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金

就学支援金を新規申請する場合は、こちらにチェックを入れてください。

受給資格認定申請書(初回時)
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書(2回目以降)
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況

すでに就学支援金受給資格の認定を受けている場合は、
以下の□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円

必ず確認の上、2つの□にチェック入れてください。あることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	かがわ		たろう	
生徒の氏名	姓	香川	名	太郎

生徒の生年月日	(西暦) 年 月 日
生徒の住所	〒○○○-○○○○ ○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○町○○番地○○アパート○○号室
保護者等の電話番号	○○○-○○○-○○○○
保護者等の電子メールアドレス	○○○○○○@○○.○○.jp
生徒が在学する学校の名称	私立英明高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	(新規申請の場合) 過去に在学した全ての学校及び申請書を提出する学校以外に現在通っている他の学校の在学期間を記入してください。	学校の種類・課程・学科

裏面も記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① 親権者(両親)2名分 ※控除対象配偶者も提出が必要です。
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

② 親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けることがない場合	【②親権者1名分】の場合 ②にチェックしたうえで、横の「ア・イ」も選択してチェックしてください。
<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の場合 等	

③ 未成年後見人 名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ 主たる生計維持者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けることがない場合	【⑤主たる生計維持者1名分】の場合 ⑤にチェックしたうえで、横の「ア・イ」も選択してチェックしてください。
<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合	

⑥ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(○の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その年の1月1日)に生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。)

ふりがな	かがわ	いちろう	続柄	ふりがな	かがわ	はなこ	生徒との続柄
氏名	香川	一郎	父	氏名	香川	花子	母
生年月日(西暦)	1980年	4月	1日	生年月日(西暦)	1980年	3月	31日
<input type="checkbox"/>	生活扶助を受けている。			<input type="checkbox"/>	生活扶助を受けている。		

生活扶助を受けている場合、レ印を付けてください。 令和5年1月1日時点の住所地を記入してください。

までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、「日本国内に住所を有していない。」の□にレ印を付けてください。)

香川	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	高松	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	香川	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	三木	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input checked="" type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。				<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。			

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】 (次の事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

香川県私立高等学校入学金軽減補助金受給資格認定のために、高等学校等就学支援金制度の認定結果を、学校法人に提供することに同意します。
(進級する生徒や専修学校、各種学校の場合はレ印不要)

※高等学校等就学支援金制度には、香川県私立高等学校等学び直しへの支援金制度及び香川県特定私立高等学校生就学補助金制度を含みます。

新入生以外はレ印をしないでください。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。
 個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	英明高等学校	
	種類・課程・学科等	高等学校・全日制・普通科	
生徒	ログインID		
	ふりがな		
	氏名		
	学年・クラス・出席番号等	年	組
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;">保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;">個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>	
	<input type="text"/>		
	氏名		
	<input type="text"/>		
	生年月日		
(西暦) 年 月 日			
保護者等	個人番号	<p style="text-align: center;">保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p style="text-align: center;">個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>	
	<input type="text"/>		
	氏名		
	<input type="text"/>		
	生年月日		
(西暦) 年 月 日			
備考	<input type="text"/>		

- 注) ①個人番号カードの写し提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
- ②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

個人番号カード（写）等貼付台紙

2

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 2 名分提出します。
個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	英明高等学校
	種類・課程・学科等	高等学校・全日制・普通科
生徒	ログインID	12345678
	ふりがな	かがわ たろう
	氏名	香川 太郎
	学年・クラス・出席番号等	2年3組1番
保護者等	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2
	氏名	香川 一郎
	生年月日	(西暦) 1980年4月1日
	個人番号	2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3
保護者等	氏名	香川 花子
	生年月日	(西暦) 1980年3月31日
	個人番号	2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3
	氏名	香川 花子
備考		

保護者等の
個人番号カード（裏面）
写し貼付欄

《通知カードは原則として使用できません。》
ただし、注②に該当する場合は使用できます。

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。

保護者等の
個人番号カード（裏面）
写し貼付欄

《通知カードは原則として使用できません。》
ただし、注②に該当する場合は使用できます。

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。

- 注) ①個人番号カードの写し提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、またはデジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類について（紙申請）

■個人番号が確認できる次の書類のいずれかのコピーを提出してください

- ・個人番号カード
(プラスチック製のICチップ付きカードで、希望者のみに付与されるもの。)
※ 個人番号が記載されているカード裏面(顔写真がない面)のコピーを提出してください。
- ・個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書
※ 住民票等は切り取らず、そのままのコピーを提出してください。

(個人番号通知カード(※に該当する場合のみ提出可能))

(紙製のカードで、住民票を有する全ての方に、市町から簡易書留で郵送されるもの。)

※通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合または令和2年5月25日までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、同日までに変更手続がとられており、令和2年5月25日以降変更を行うべき事由が発生していない場合

上記の個人番号が確認できるもののコピー(以下、個人番号確認書類という。)を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付けて、提出してください。

※住民票等の大きなものを添付するときは、貼り付け台紙と合わせてそのまま提出してください。

■親権者全員(※)の個人番号確認書類をご提出ください

- ・親権者が2名の場合、2名分の個人番号確認書類が必要となります。
※ 親権者がいない場合は、別添リーフレット「高等学校等就学支援金制度」の「誰の収入状況の登録が必要か？」フロー図を参照してください。

■控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類を提出してください

- ・親権者のどちらか1人が控除対象配偶者であっても、個人番号確認書類の提出が必要となります。

■個人番号確認書類を提出する際、身元確認書類が必要な場合があります。

【郵送で学校に個人番号確認書類を提出する場合】

個人番号を提出する方全員の身元確認書類のコピーを同封して提出してください。

【保護者等が(生徒を通さず)個人番号確認書類を学校に持参する場合】

持参した保護者の身元確認書類を、学校担当者に提示してください。

「身元確認書類」…運転免許証・パスポート・個人番号カードの表面等、顔写真付きの身分証明書。

※生徒本人が、学校に保護者等の個人番号確認書類を提出する場合は、身元確認書類は不要です。

■別途証明書が必要になる場合があります

- ・未申告等のため、個人番号により税情報の確認ができなかった場合は、申告を行っていただくか、別途税情報が分かる証明書(課税証明書・生活保護受給証明書等)を提出していただく等、改めて手続きが必要となります。その際は、学校を通して県から御連絡いたします。

マイナポータルの情報提供等記録表示機能等について

平成31年4月から高等学校等就学支援金の事務において、個人番号を用いた情報連携（番号利用法等に基づき、行政機関同士で情報をやりとりすること。）を行っています。

この高等学校等就学支援金に係る情報連携の記録については、マイナポータルからその履歴を確認いただくことができます。

ただし、DV・虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある方を含む。以下、同じ。）の方で、加害者のもとから避難先市町村に避難している場合などは、このマイナポータルの機能により、加害者に避難先の市町村等の情報が伝わる可能性があります。

つきましては、DVや虐待等の被害者であって、マイナポータルにおける香川県からの情報連携に係るすべての記録を不開示にする措置を希望される場合は、学校事務室に問い合わせてください。